

内閣参質一二二第三三号

昭和六十三年五月十日

内閣總理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田正明殿

参議院議員木本平八郎君提出杉の花粉症対策としてのディーゼルエンジンの使用制限に関する
再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出杉の花粉症対策としてのディーゼルエンジンの使用制限に関する再質問に対する答弁書

一について

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質については、低減を図るべきであると考えてお
り、現在、中央公害対策審議会において昭和六十四年度中の答申を中途に検討を行つていると
ころである。政府としては、この答申を受けて早急に適切な対応を図ることとしている。

二について

地方道路特定財源である軽油引取税の税率の引上げは、地方道の整備状況等との関連で検討
されるべきものであり、ディーゼルエンジンからガソリンエンジンへの転換を促進する目的で
税率の引上げを行うことは、適当でないと考える。

三について

政府としては、国民の健康を守ることは最重要課題の一つであると考えている。

軽油については、昭和六十一年から輸入が開始され、昭和六十二年度には五百一萬キロリットル（内需に占める輸入比率十六・九パーセント）と相当量の輸入が行われたところであり、軽油等の石油製品価格は、こうした輸入と生産による供給と需要との関係等による市場メカニズムにより形成されていると認識している。

五について

政府としては、国民の健康を守ることは最重要課題の一つであると考えており、国民の健康を守りつつ、経済性や効率性を追求することも図つてまいりたいと考えている。